

職場の皆さままでご回覧ください！

令和5年3月分(4月納付分)から保険料率が変わります

令和5年3月分(4月納付分)から協会けんぽ長崎支部の健康保険料率に変更となります。介護保険料率も変更となります。

※ 任意継続被保険者の方は、令和5年4月分から健康保険料率に変更となります。

※ 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

健康保険料率(長崎支部)

令和5年2月分
(3月納付分)まで
10.47%

令和5年3月分
(4月納付分)から
10.21%

介護保険料率(全国一律)

令和5年2月分
(3月納付分)まで
1.64%

令和5年3月分
(4月納付分)から
1.82%

※40歳以上64歳までの方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

加入者皆さまの取組が保険料率に反映されます

都道府県ごとの健康保険料率は、都道府県ごとの年齢構成や所得水準の差等を調整した上で、加入者一人当たりの医療費に基づいて算出されています。すべての加入者・事業主の皆さまの健康づくりへの取組が医療費適正化につながり、保険料率の伸びを抑えることにつながります。

皆さまの取組で保険料率が変わるインセンティブ制度 ～令和3年度の実績報告～

協会けんぽには、加入者・事業主の皆さまの取組を保険料率に反映させるインセンティブ制度があります。この制度は、5つの評価指標に基づき、支部をランク付けし、上位の支部(※)は保険料率が引き下げられる制度です。

※インセンティブ付与対象支部については、令和5年度保険料率までは上位23支部、令和6年度保険料率からは上位15支部となります。



◎5つの評価指標

1

特定健診等の
実施率

39位

(令和3年度順位)

2

特定保健指導の
実施率

6位

(令和3年度順位)

3

特定保健指導
対象者の
減少率

35位

(令和3年度順位)

4

要治療者の
医療機関受診率

31位

(令和3年度順位)

5

ジェネリック
医薬品の
使用割合

10位

(令和3年度順位)

令和3年度の長崎支部のインセンティブ制度の取組実績は **23位** (指標1～5の各指標の平均点を50点として評価を行った結果の合計点数に基づき決定)となり、長崎支部の令和5年度保険料率には0.008%に相当するインセンティブが付与されています。

退職後の健康保険について

74歳までの被保険者(ご本人)が退職等によりこれまでの健康保険の加入資格を喪失した場合は、ご自身で次に加入する健康保険の選択と加入の手続きが必要です。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先 (お問合せ先)	お住まいの協会けんぽの 都道府県支部	お住まいの市町の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	①退職日までに被保険者期間が継続して 2か月以上 あること ②退職日の翌日から 20日以内 に手続きすること	・お住まいの市町の国民健康保険担当課にお問い合わせください	・ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります ・ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	・保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります ※ただし保険料の上限があります。また、お住まいと退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なっている場合は、2倍した額とならない場合があります。	・保険料は、加入する世帯の人数や前年所得等によって決まります ・保険料の減免制度があります ・お住まいの市町により保険料が異なります	・被扶養者の保険料負担はありません

※協会けんぽの任意継続の加入期間は最長2年間となります。

退職等で保険証が切り替わる皆さまへ

退職前の健康保険で「限度額適用認定証」や「特定疾病療養受療証」をお持ちの場合は、新たに加入した健康保険であらためて発行が必要となります。新しい保険証の記号・番号に対応した「限度額適用認定証」や「特定疾病療養受療証」の申請手続きをお忘れなくお願いします。

退職される従業員様のご家族の分も)保険証は必ず回収してください

従業員様のご退職された場合、健康保険証を使用できるのは**退職日まで**です。

保険証回収後の事業所様のお手続き

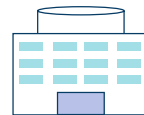
健康保険・厚生年金保険
被保険者資格喪失届



回収した
保険証



提出



日本年金機構
福岡広域事務センター

従業員様のご退職の際は、健康保険証を確実に回収し、「被保険者資格喪失届」に添付して**日本年金機構へ**提出してください。また、ご家族(被扶養者)の健康保険証も併せて回収をお願いいたします。

